

会議名	第 29 回 堺市同和行政協議会		
令和7(2025)年11月6日 (木) 午前10時00分～午前11時15分	会議場所	堺市役所 本館12階 第1・2委員会室	
出席者			
(委員)			
木畠 匠会長、井藤良子副会長 井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、小林晶子委員、以倉育美委員、 小林淳子委員、辻野修治委員、納谷通弘委員、青谷幸浩委員、兼城 剛委員、中野貴文委員 藤本幸子委員、札場泰司委員、山崎 光委員、中山 均委員			
(堺市)			
黒田ダイバーシティ推進監、古谷市民生活部長、山出戸籍住民課長、 濱ダイバーシティ推進部長、脇田ダイバーシティ企画課長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、 中村人権推進課長、辻学校教育部部理事、田中人権教育課長			
(傍聴人) 2名			
案 件	(1)会長等の選任について (2)事前登録制本人通知制度について (3)その他		
会 議 内 容			
事 務 局	<p>定刻になりましたので、ただいまより第 29 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>進行を務めます ダイバーシティ企画課 當間です。よろしくお願いします。</p> <p>本日は 17 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日は、堺市同和行政協議会条例第 3 条第 1 項に定める 3 号委員と 4 号委員の改選後初めての会議でございますので、ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿を置かせていただいております。</p> <p>まず、条例第 3 条第 1 項第 1 号に定めた方々、 井上 和希委員でございます。 田村 登貴子委員でございます。</p>		

中田 理恵子委員でございます。

次に、同じく第2号に定めた方々、

井藤 良子委員でございます。

小林 晶子委員でございます。

続きまして、同じく第3号で定めた方々、

以倉 育美委員でございます。

小林 淳子委員でございます。

辻野 修治委員でございます。

納谷 通弘委員でございます。

引き続きまして、同じく第4号で定めた方々、

青谷 幸浩委員でございます。

兼城 剛委員でございます。

木畠 匠委員でございます。

中野 貴文委員でございます。

藤本 幸子委員でございます。

札場 泰司委員でございます。

山崎 光委員でございます。

最後に、同じく第5号によりご委嘱申し上げております、

中山 均委員でございます。

なお、池尻秀樹委員と小野伸也委員は欠席の連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、ダイバーシティ推進監の黒田よりご挨拶を申し上げます。

黒 田  
ダイバーシティ推進監 皆様、おはようございます。市民人権局ダイバーシティ推進監の黒田でございます。

本日はお忙しいなか、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

第29回堺市同和行政協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から同和行政をはじめとする本市人権施策の各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

	<p>ございます。</p> <p>本年は、同和対策審議会答申から 60 年、また戦後 80 年という節目の年にあたります。時代とともに、人権問題も多様化しておりますが、平和の維持と人権の尊重は相互に深く関係しております。平和の維持は、人権の尊重につながり、そしてまた人権が守られることで平和は維持できていくというよう私ども思っております。本市では、戦争の悲惨さ・平和の大切さを次の世代に語り継ぐ取組を進めております。お互いの違いを認め合い、平和と人権が尊重される社会の実現に向けてこれからも取組を進めて参ります。</p> <p>とりわけ同和問題の解決に向けましては、当協議会の委員の皆様のご助言、ご協力をいただきまして、共に取組を進めて参りたいと考えております。引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本協議会では、委員の皆様に、それぞれ専門のお立場からご意見をいただき、案件につきましてご審議くださいますようよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>次第、資料 1、資料 2、同和行政協議会名簿、同和行政協議会条例、以上を配布しておりますが、不足等はございませんでしょうか。</p> <p>なお、本日ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページ等において公開いたします。</p> <p>記録の都合上、ご発言の際はお手元のマイクの電源を入れてご使用ください。ご発言後は電源をお切りください。</p> <p>また、本日の当審議会の傍聴の方は 2 人でございます。なお、傍聴の皆様におかれましては、事前にご確認いただきました傍聴における遵守事項についてご協力よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>これより、議事に入らせていただきます。本日は案件としまして、会長並びに 3 号委員、4 号委員からの運営委員のご選任をいただきますが、議事の進行上、会長が選任されるまでの間、井藤副会長に議事を進めていただきたいと考えております。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
井藤副会長	<p>井藤でございます。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひします。</p>

	<p>早速、案件に入ります。まず、会長並びに運営委員の方々の選任を行います。選任方法について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 選任方法ですが、会長につきましては、本協議会条例第4条に基づき委員の互選となっております。また、会長は従来から議会側の委員、つまり第4号委員より選んでいただき、協議会で承認いただくことになっております。</p> <p>また、運営委員につきましては、条例施行規則第6条に基づき委員の互選となっております。本協議会における従来からの申し合せにより、1号委員から1名、2号委員から1名、3号委員から1名、4号委員から4名、5号委員から1名の方を互選いただいております。</p> <p>1号委員の井上和希委員、2号委員の小林晶子委員、5号委員の中山均委員につきましては、変更はございません。</p> <p>本日は、運営委員のうち、委員の改選がありました3号委員から1名、4号委員から4名をそれぞれ互選していただき、協議会でご承認いただくこととなっております。</p> <p>井藤副会長 ありがとうございます。会長及び運営委員の選出につきましてお諮りしたいと思いますが、ただいま事務局から説明のあった選任方法でご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、会長の選任方法につきましては、従来どおり議会側委員より推薦をいただきます。</p> <p>運営委員についても先ほど申し上げました内容で、推薦をいただき、協議会で諮ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、市民側委員と議会側委員で分かれて協議したいと思います。議会側委員の皆様には別室をご用意していますので、そちらでご協議をお願いいたします。市民側委員の皆様はこの場で協議をいたしますので、そのまま残っていただいて結構です。</p> <p>それでは、協議のため暫時休憩いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">【議会側協議】</p> <p style="text-align: center;">【市民側協議】</p>
--	--

井藤副会長	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>議会側委員から会長並びに運営委員推薦の発表をお願いいたします。</p>
青谷委員	<p>それでは議会側委員の協議結果についてご報告申し上げます。会長につきましては、木畠匡委員にお引き受けいただきたいと思います。</p> <p>また、運営委員につきましては、池尻秀樹委員、藤本幸子委員、兼城剛委員、山崎光委員にお引き受けいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。</p>
井藤副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて市民側委員からの運営委員推薦については、私から発表いたします。市民側委員からの運営委員は辻野修治委員にお願いします。</p> <p>それでは、あらためまして、本日ご推薦いただきました会長及び運営委員を確認させていただきます。</p> <p>まず、会長については木畠匡委員、  運営委員については、市民側からの運営委員は辻野修治委員、  議会側からの運営委員は池尻秀樹委員、藤本幸子委員、兼城剛委員、山崎光委員でございます。</p> <p>会長及び運営委員を以上の方々に決定したいと思います。よろしければ、拍手をもってご承認にかえさせていただきたいと思います。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【拍手】</b></p> <p>それでは、ご承認いただきましたので、このあとの進行は会長の木畠委員に交代させていただきたいと思います。</p> <p>木畠委員、会長席の方に移動していただき、進行をよろしくお願ひいたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【木畠会長、会長席に移動】</b></p> <p>ただいま、委員の皆様のご賛同をいただきまして、会長に就任することになりました木畠と申します。</p> <p>本協議会では、本市の同和問題の解決に向け、近年の社会情勢の変化を鑑み、効果的な取組を皆様と共に審議してまいりたいと思います。今、社会情勢の変化ということがありましたけれども、本当に世の中が、はたしていい</p>

方向にいっているのかということが、疑問に感じるような昨今の風潮でございます。

先ほど、推進監からの人権平和というお話がありましたが、本来守るべきはずの多様性や、相互理解、包摂性など、そうした思いや考え方というものが、なにか弱まっているのではないか、薄れてしまっているのではないかということに危機感を覚えております。少なくとも堺市においては、お互いを認め合う、人に優しく温かい街するために、皆様には実りある議論へのご協力を願いをし、簡単ではございますが、私の会長就任の挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、審議に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名につきましては、以前より会長ともう1名ということになっておりますので、私ともう1名、前回の会議では、ご退任されました小山委員でしたので、本日ご出席の委員から、五十音順の続きで田村委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。

それでは、案件に入ります前に、今回新たに委員にご就任いただいた方もおられますので、これまでのこの協議会での審議内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、これまでの審議内容について、ご説明させていただきます。

お手元の「資料1」をご覧ください。令和5年9月26日付で堺市長より本協議会宛てに「審議依頼書」を提出いたしました。

その内容は「同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について」として、「①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」「②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について」です。

これに基づき本協議会でご審議をいただき、資料の次のページから各年度でご報告いただいた内容を記載しております。

まず、令和5年度報告をご覧ください。審議依頼事項として、「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」、「利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について」ご審議いただきました。審議の内容は別紙2枚に記載のとおりです。

続きまして、令和6年度報告をご覧ください。令和6年度は、引き続き「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」ご審議をいただきました。内容としまして、「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」そして「インターネットと人権」をテーマとした講演を実施いたしました。審議の内容は記載別紙5枚のとおりです。以上が、令和5年度及び6年

	<p>度の審議内容となります。</p> <p>今年度は「審議依頼書」の「①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組」として、事前登録制本人通知制度についてご審議いただきたいと考えております。説明は以上となります。</p>
木畠会長	<p>ただいま、「これまでの審議内容」について説明をいただきました。</p> <p>これに基づき、この協議会では、審議依頼書にあります「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組」について引き続き審議を進めていくこととします。今回は「事前登録制本人通知制度について」審議したいと思います。それでは、案件2の「事前登録制本人通知制度について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事前登録制本人通知制度につきまして説明します。</p> <p>平成17(2005)年4月、大阪市などで行政書士による戸籍の不正取得事件が発覚しました。不正に取得された戸籍などは、興信所や探偵社などで結婚の際の部落差別などの身元調査に使われていました。</p> <p>このような身元調査や問い合わせを抑止し個人情報の漏えいを防ぐことを目的として、戸籍謄本や住民票の写しなどが代理人や第三者に交付されたときに、交付された旨を区役所から事前に登録された本人に通知する制度です。</p>
	<p>第3期堺市人権施策推進計画では、同和問題に対する本市の取組としまして第三者による戸籍謄本や住民票の不正請求の抑止・早期発見のための当制度の周知と登録者数の拡大を図るとしています。</p> <p>本市としては後ほど詳しく説明いたしますが、登録者増加への取組を行なっていますが、委員の皆様に登録者数増加に向けたご意見等を頂戴し、取組の参考にさせていただきたいと考えています。</p> <p>この制度の概要等については戸籍住民課から、周知・啓発等については人権推進課からご説明をさせていただきます。その後、皆様から、まずは、制度に関するご質問をいただき、その後にご意見などをお願いします。</p> <p>それでは、戸籍住民課からご説明をよろしくお願いします。</p>
山出 戸籍住民課長	<p>紹介いただきました戸籍住民課長の山出と申します。着座にてご説明いたします。</p> <p>「事前登録制本人通知制度について」、この資料に沿ってご説明いたします。</p>

中　　村 人権推進課長	<p>1の「制度の概要」ですけれども、2014（平成26）年2月3日から制度を開始しております。通知を希望する被交付請求者に事前登録をしていただいて、その申請を受け付けて、本人通知登録台帳に登録をいたします。</p> <p>登録された方に関して、代理人や第三者から戸籍謄本等の請求があれば、その事実を登録者に通知するという制度でございます。</p> <p>2の「制度の趣旨」としましては、通知を希望する方に、戸籍謄本の請求の事実を知らせることにより、当該請求が不正であった場合、その早期発見につながり、個人情報の不正利用の防止や事実関係の究明が可能になると考えております。本制度の導入により、不正請求の発覚の可能性が高まることから、差別事象につながる可能性がある戸籍等の不正請求を抑止する効果を期待しております。</p> <p>3の「制度の詳細」です。対象者としましては、事前に本人通知の登録申請のあった個人です。以下、この方を「登録者」と呼んでいきます。対象の証明書は戸籍謄抄本、除籍、戸籍の附票、住民票の写し、住民票の除票も含みます。以下、「謄本等」と呼びます。</p> <p>対象とする交付請求の種別は、代理人請求、第三者請求、この二つの種別の請求であれば通知をするということになっています。</p> <p>通知の方法は、登録者の謄本等の交付請求の事実が生じれば、速やかにその事実を登録者の住所宛に郵送で通知いたします。</p> <p>通知する情報は、交付日、そして交付の種別、これは謄本や住民票という証明書の種別です。</p> <p>それから、請求種別として代理人請求か、あるいは第三者請求かという種別、それと何枚交付したかの交付枚数です。この四つを通知することとしております。</p> <p>登録の申請方法としましては、住所のあるところもしくは本籍の管轄の区役所市民課の窓口で申請することができるようになっております。委任状による代理人の申請も可能しております。</p> <p>市外居住の方は郵送による申請も可能で、堺市の電子申請システムによる電子申請も可能しております。有効期限ですが、無期限です。</p> <p>「登録者と通知の推移」は、2014年から始まって、年間の登録者数とそれによって通知した数値を載せておりまして、2025年は9月末現在となっております。</p> <p>続きまして、5「登録者増加の取組」につきまして、人権推進課からご説明いたします。黒丸の上二つについてご説明いたします。着座にてご説明さ</p>
----------------	---

	<p>せていただきます。</p> <p>まず、人権啓発イベント等での制度周知のためのチラシ配架をさせていただいております。</p> <p>令和 6 年度の実績で、「憲法週間」、「平和と人権展」、「人権教育セミナー」、「人権週間」それぞれにおきまして、制度周知のためのチラシを配らせていただきました。</p> <p>黒丸の 2 つめ、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が大阪府で設けられていますが、毎年 10 月が啓発推進月間になっております。</p> <p>この月間に合わせまして、市内の公共施設でパンフレット「なくそう部落差別」を配架させていただいております。</p>
山　　出 戸籍住民課長	市民課では、各区役所の市民課で啓発ポスター掲示と電子申請システムによる申請を受付しております。以上が、登録者増加への取組となっております。
木畑会長	ありがとうございます。ただいま事前登録制本人通知制度について説明をいただきました。この制度について、あまりご存知でなかった委員の方もおられるんじゃないかなと思いますので、まずは制度の基本的なことなど何かご質問がありましたらお願いいいたしますが、何かございますか。中田委員。
中田委員	ご説明ありがとうございます。私も本人通知制度に登録しておりますので、過去に一度、そういうハガキを本市からいただいたことがあります。それは自分自身で内容がわかつっていたので、開示請求はしませんでしたが、3 番めの「制度の詳細」の、5 つめの丸の「通知する情報」にあります請求種別に「代理人請求」、「第三者請求」と書かれておりますが、具体的にどこまで情報を公開していただけるのかということと、その情報を公開するための手続きの仕方や費用等を、もし詳細に分かりましたら教えていただきたいと思います。
山　　出 戸籍住民課長	戸籍住民課長から説明させていただきます。請求種別が代理人である場合と第三者請求である場合、基本的には請求用紙で開示請求が、市政情報課に申請できるようになっています。
	請求のあった区役所市民課から、本人確認をした上で開示請求を行うことになっておりますが、どこまで開示できるかということに関しては、個別具

	体的に対応することになっておりまして、個人情報保護法の関係もあり、開示できるというのは一律にこうだということは言えない部分があると思っております。以上です。
中 田 委 員	もう少し詳しく聞かせていただきたいです。 八業種の方、弁護士、行政書士、司法書士等の第三者が請求されると思いますが、例えば弁護士だったら、どこの法律事務所に所属している誰かまでは開示されるんでしょうか。
山 出 戸籍住民課長	はい、その通りです。弁護士と法人に関しては、弁護士のお名前というのは、個人情報には当たらないとされており、弁護士名、司法書士名、いわゆる八業種と呼ばれている業種なんですけれども、その業種からの請求があったということは、開示することになります。以上です。
木 畑 会 長	八業種の説明をお願いできますか。
山 出 戸籍住民課長	はい。八業種とは八つの士業で、「弁護士」「司法書士」「土地家屋調査士」「社会保険労務士」「税理士」「弁理士」「海事代理士」「行政書士」の八つになります。この八業種は、特定の用紙を持っておりまして、その特定の用紙で申請することができるようになります。以上です。
中 田 委 員	ありがとうございます。代金について説明がありませんでしたので、費用についてお聞かせください。
山 出 戸籍住民課長	説明不足で申し訳ありません。代金は無料です。ただし、請求の開示終了後にコピーが欲しい方については、コピー代として1枚10円をお支払いいただいております。
木 畑 会 長	はい、ありがとうございます。以上でよろしいですか。 他はございますでしょうか。札場委員。
札 場 委 員	札場でございます。まず一点、開示請求については、先ほど中田委員からご質問がありましたが、実際この平成26年から令和7年までの間で、どれだけの開示請求があったのかお分かりでしたらお示しいただきたいと思います。まずよろしくお願ひします。

山　　出 戸籍住民課長	開示請求の件数は、区役所から件数の報告を受けていませんので把握できてはおりませんがゼロということはありません。区によって何件来てるかまでは、本庁課の戸籍住民課で把握しておりません。本庁課でも開示請求ができるようになっているんですけども、年間 3、 4 件ぐらいは必ずあります。以上です。
札 場 委 員	<p>ありがとうございます。今日は事前登録制本人通知制度について、登録者数が少ないということについてのお話だと思います。</p> <p>私もこの制度について、あまり知らないことが多かったので、事前に調べさせていただきました。その中で、奈良弁護士会さんがこの制度の悪用による問題点があるということで、意見書を出されているというのがあったんですが、これについてはご存知でしょうか。</p> <p>内容は、この登録自体を悪意で登録して、第三者請求があったときに、例えば保全処分や、強制執行を逃れるために事前に財産を隠匿するなど、そういったことが考えられるということでの意見書でしたが、こういったことについての検討はされたことがあるのか、お答えお願いできますでしょうか。</p>
山　　出 戸籍住民課長	<p>ご質問について、弁護士の密行性ということで、制度を作るときにかなり議論のあった部分です。</p> <p>通知を少し遅らせる等の方法をとって対応しております、通常 3 日以内ぐらいに通知をかけますが、こういった内容であれば、1 週間ほど遅らせて、通知をする場合がございます。以上です。</p>
札 場 委 員	<p>すみません、続けて申し訳ございません。</p> <p>この本人通知制度についてのデメリットというところで、今まさしく言われたその通知にタイムラグが発生するというところがこの本人通知制度のデメリットで、登録されている方について、請求があったら、リアルタイムで通知をいただきたいというのが本来のところだと思うんですけど、その辺とのすり合わせはどうお考えなのか、お答えいただけたらと思います。</p>
山　　出 戸籍住民課長	<p>リアルタイムというのは、申請が来ましたらすぐ送りますというのですが、そもそも通知をする相手に交付していいかどうか確認する制度ではございませんので、3 日以内ぐらいで送ってるのが実情です。</p> <p>先ほど申し上げた、弁護士等から例えば保全処分するという時は、通知を一応遅らせているということにはなるんですけども、そこは特に何か指摘</p>

	されたこともないので、今のところこの運用で対応しているということです。
木畠会長	そのほかございますでしょうか。井上委員。
井上委員	井上です。事前登録制本人通知制度についてご説明いただいたんですけども、大阪府レベルで見ると告知型というのもあるんですよね。悪質な請求があった場合は、登録しなくとも本人さんに通知が行くという制度になってるんですけど、堺市は実施されてないんですね。堺とあと1市ど忘れしましたが、2市が実施していなくて、大阪府内ほとんどやってるんです。その告知型については、堺市では全く議論されてないのか、その実施ができないのは何か理由があるのかというところが少し気になったのでお聞かせいただけたらと思います。
山　　出 戸籍住民課長	はい。続けてお答えいたします。告知型につきましては、堺市でいろいろと内部で検討してまして、例えば告知をした相手に対して、開示請求では個人情報の関係で隠さなければならない部分もありますが、告知型であればすべて見せられるのかというところをもう一度確認した上で、今後前向きに検討していきたいと考えております。実施する方向で前向きに検討しているということをお伝えしておきます。
木畠会長	不勉強で申し訳ないんですが、その告知型と事前登録制の違いについて、もう少し詳しく説明していただけるとありがたいです。
山　　出 戸籍住民課長	わかりました。事前登録制は、第三者請求や代理人請求があったときには通知してくださいという制度でご本人の登録が必要です。それに対して告知型は、ある請求が確実に犯罪であり、不正請求であることが裁判や報道で明らかになったような場合は、登録していない方に対しても通知をするという制度になっています。告知型の方は登録は必要ないわけです。何もしてないのにいきなり通知が来るというようなことになるのかと思っております。よろしいでしょうか。
木畠会長	はい、ありがとうございます。それが今、お話のように大阪府内では堺市とどこが実施していないのですか。

山　　出 戸籍住民課長	和泉市がやってないと聞いております。
木　畠　会　長	堺市と和泉市以外は全部実施されているということですね。
山　　出 戸籍住民課長	はい。
木　畠　会　長	他にございますでしょうか。小林晶子委員。
小林（晶）委員	他の市がほぼ実施しているのに、堺市と和泉市だけが実施していない理由というのは何かあるんでしょうか。これまでの経緯がもしあれば教えていただきたいと思います。
山　　出 戸籍住民課長	はい、これまでの経緯に関して前任の課長から聞いているのは、先ほど申し上げたように、開示できることや人権侵害に当たるようなことがあったときに、府内ですべて連携できるのかというところが整理できてなかったかと思います。
	そもそも個人情報の関係が整理できなかつたこともあります、制度の実施が遅れているという状況でございました。以上です。
木　畠　会　長	よろしいですか。
小林（晶）委員	はい、大丈夫です。
木　畠　会　長	藤本委員、どうぞ。
藤　本　委　員	告知型のことをもう少しお聞きします。本人に事前登録がなくても告知する場合として、不正請求だったと確認できた時点でということかと思いますが、どの時点をもってこれが不正だったと確認をされるのか教えていただけますか。
山　　出 戸籍住民課長	はい、裁判で確定しているケースや、報道などきちんと確認されているケース、また、ご本人さん同士でお話をされて、これは不正だというケース。これは多分、本人通知登録をしてないとわからないと思いますが、そ

	<p>といったケースで、他に何かあった場合ですね。あるところで不正だというのが判明して、その請求者が他にも不正請求をしているというのが分かったような場合をさします。</p> <p>あくまでも確実に不正請求だというのがわかるという状況が必ず必要になってまいります。以上です。</p>
木畠会長	確実に不正請求であるという判断の主体はどこになるんですか。
山　　出 戸籍住民課長	裁判で確定しているとか、そういうことが報道で提供されているというあたりになりまして、有罪が確定しているなどになります。それを待たないでいきなり、通知がいくというのは難しいかとは思いますけれども。
木畠会長	それは誰が最終の判断をされるのですか。
山　　出 戸籍住民課長	それは制度の所管課で判断することになります。
木畠会長	所管課の課長の判断ですか。
山　　出 戸籍住民課長	市として判断ということになります。
木畠会長	兼城委員。
兼城委員	兼城です。この告知型に関して、今後堺市として取り入れていく方針でしようか。
山　　出 戸籍住民課長	先ほども申し上げましたように、前向きに検討させていただきまして、整理した上で実施していきたいと考えております。
兼城委員	はい、ありがとうございます。この告知型の方が、市民の方全員に周知することができれば、すごく抑止力的なものがあると思います。その辺の広報の仕方も一緒に考えていく方向でよろしいでしょうか。

山　　出 戸籍住民課長	実施するにあたり、市民には周知させていただきたいと考えております。
兼　城　委　員	先ほど中田委員がおっしゃった通知情報に関しての開示請求なんですが、堺市として開示請求しなくても、この八士業の方だけの名前とか、せっかく通知を希望されて、事前登録しているにもかかわらず、開示請求しないとわからないという状況の中で、このハガキで通知され、開示してもいい部分に関しては最初から開示する方法というのは、今後堺市としては考えていけるものなんでしょうか。抑止力を上げていくという観点からも。
古　　谷 市民生活部長	<p>市民生活部長です。本人からこの開示請求をしてもらうというのが原則であると考えております。</p> <p>事前登録制の場合は、不正な請求が前提ではないんです。本人以外の第三者が請求したものを見たときに、こんな請求がありました、という通知になりますので、別に不正請求でないというのがほとんど現状です。それをすべてに対して個人情報を出していくというのは、市としても、個人情報も保護しないといけないので、そのあたりの兼ね合いがあるかと考えております。</p>
兼　城　委　員	はい。ありがとうございます。この点に関して、今後検討するとか、そういった前向きな方向でも、実際考えていけるのでしょうか。
古　　谷 市民生活部長	ご意見いただきましたので、そのあたりは他市の取扱いの状況などお調べしまして、もちろん不安に思われている市民の方の不安を取り除くというのがこの制度の目的ですので、まずその目的は踏まえた中ではありますけれども、一方でやはり個人情報を保護していく必要もありますので、そのあたりは本当にどこまでできるのかという議論が必要と考えております。
兼　城　委　員	<p>はい、ありがとうございます。最後にもう一点だけお聞きします。登録者の通知の推移がすごく低いと思うんですけども、今後の取組について、どのように堺市民の方に周知していくのか。</p> <p>僕も不勉強で、今回この事前登録制度というのを知らなくて、今回勉強させてもらったんですけど、やはり知る、知つてもらいたいという思いはすごく感じました。</p> <p>これを今後どのように展開をして、周知を徹底して市民の方に知つてもらうのか、今後の取組や方向性があれば教えていただければと思います。</p>

山　　出 戸籍住民課長	登録者が少ないことは、我々も認識しております。転入される方に対してお渡ししている封筒がありまして、その中にこの本人通知制度のことについても同封しております。また、職員へも制度の周知等を呼びかけていきたいと思っております。
中　　村 人権推進課長	続きまして人権推進課からです。人権推進課でも啓発事業をさせていただいておりまして、資料 2 でご説明させていただいたイベント以外にも堺市人権教育推進協議会という団体がございますので、そちらで実施する研修会や、催しの機会も活用しまして、制度の周知を図っていく。あるいは、ダイバーシティ推進部のインスタグラムも活用して、制度の周知を図っていきたいと考えております。以上です。
兼　城　委　員	はい、ありがとうございます。引き続き、周知をお願いしたいと思います。やはり事前登録制度をしっかりと周知することは、本当に抑止力を上げていくという意味ではすごく大事な部分ではないかと思いますので、しっかりとその取組に関しても議論していただいて、堺市民の方にこの登録制度というのをまず知ってもらう、登録するしないは本人の自由ですので、知つてもう方向で、今後強く力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
木　畠　会　長	中田委員、どうぞ。
中　田　委　員	今の兼城委員のご質問に重ねてなんですかけれども、この資料 2 の 2 ページめの現在の登録者数と通知の推移ですが、この累計が今のところ堺市内の登録者数というふうに見てよろしいですか。
山　　出 戸籍住民課長	はい、そうです。
中　田　委　員	堺市の人口は 80 万ぐらいだと思うんですね。そうしますと、今 7 区ありますが、区によって人数違うと思うんですけれども、もうすごい低い数だと思うんです。 まず市民に「こういう制度があります」、「登録してください」「個人情報が守られます」というようなことを通知するのも非常に大事です。 でも例えば、まず堺市役所にお勤めになっている、堺市に在住されている

職員の方が登録すればそのあと家族の方、知人の方に広めていくという方法があると思います。目標数を毎年掲げてもそのような具体的な方法をとって目標数に到達できるような手順を踏んでいかないと登録者数は伸びないと思います。

また到達できなかつたら、なぜできないのかというのを総括しないと絶対増えていかないと思います。

他市の例を出して大変恐縮なんですけれども、八尾市ではショッピングモール等の出先で事前登録制本人通知制度の登録をして、登録者数があがつたという事例をお聞きしました。

堺市では「平和と人権展」などをアリオ鳳等のショッピングモールで実施していますが、そういった出先のショッピングモールで事前登録ができるような方法をとれば、そこにお買い物に来られた方が簡単にその趣旨を理解されて登録して帰っていただけると思います。

堺市のこれから本気度を見せていただきたいと思いますので、まずは職員さんの登録をぜひ呼びかけていただきて、今度この登録の数を聞いたときは倍増している、というようなことが、望まれるかと思います。

木畠会長

部長お答えできますか。意気込みの話を。

古谷  
市民生活部長

はい、ありがとうございます。我々も平和と人権展など、そういったところの活用も踏まえながら、先ほども申し上げましたように、職員への呼びかけというのも、強化してまいりたいと思います。ありがとうございます。

木畠会長

ご提案もいただきましたけど、ご質問だけじゃなくて、こうしたご提案等もしございましたらお聞かせください。井上委員、お願いします。

井上委員

はい、井上です。僕も他市のいろいろな事例をこれまで見かけたことがあります。事前登録制本人通知制度について、これは貝塚市のチラシなんですが、ティッシュとセットにしてあるんです。

ティッシュなら日常で使われる方も多いので、取ってくれる方も多いんですね。そういう工夫を貝塚市はされていましたり、また、滋賀県大津市役所に行った時は、男子トイレの便器のところに本人通知制度の周知みたいな形で貼っていたんです。「もしかしたら戸籍取られてるかも」のような書きぶりでちょっと怖がらせてるなという感じもあったんですけど、そこには関心はいくし、必ず見るかなと思うので、こういった取組もしていただきたい。

	先ほど中田委員もおっしゃってましたけど、僕もその出張登録場みたいなもの、今だったら、区民祭りをたくさんやってますので、そういったところであれば、市民の方々の関心や理解も、同時に図れるんじゃないかと思いましたので、ぜひそんなことも取り入れながら進めていただけたらと思います。以上です。
木畠会長	どうですか。
山　　出 戸籍住民課長	いろんなところで啓発していくということが必要かと考えていますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
木畠会長	兼城委員。
兼城委員	井上委員のご提案の流れですが、登録の申請方法の中で電子申請ができるということで、自分でネットで立ち上げて、その QR コードから簡単な登録方法で、事前登録ができないものなのかなと考えたんですけども、制度的には可能なんでしょうか。
山　　出 戸籍住民課長	実は今、チラシの文字が多いというご指摘をいただいておりまして、QR コードを作つて電子申請を促すことによって、役所に来なくても手続きができるような方向性で進めたいと思っております。ありがとうございます。
兼城委員	はい。よろしくお願いします。QR コードの前のサムネイル的なものも考えていただいて、よろしくお願いします。
木畠会長	中野委員。
中野委員	中野です。そもそも論でお聞きしますが、事前登録をしないといけないんですか。というのは、他の自治体はこの事前登録制というのをされていて、さらにこの取組を進めるために、もう登録いりませんよっていうところも出てきてるじゃないですか。 通知制度が事前登録制から登録不要型に変更になったという自治体があるじゃないですか。調べてると。

山　　出 戸籍住民課長	そうなんですか。
中野委員	新宮市では令和6年11月1日から登録不要型本人通知制度を開始されている等そういう自治体があって、そもそも事前登録が必須なんですかと思ったんです。
山　　出 戸籍住民課長	それは不正請求があった時の告知型のことではないのかと思うのですが。事前登録制の本人通知は、第三者請求があれば不正でなくても通知します。第三者請求と代理人請求に関して、登録しない状態で通知すると、もう市民課の仕事がまわらなくなるぐらいの数になりますので、やはり登録は必要だと認識しております。以上です。
木畑会長	他にはございますでしょうか。はい、お願ひします。
小林（晶）委員	<p>中野委員のお話を受けてですが、私も事前に調べさせてもらったところ、やはり小規模自治体の方が登録不要型が多くて、小さな自治体だからこそ、その住民さんの個人情報自体、これだけ個人情報保護と言われているので、個人情報自体を、資産とか大切なものと捉えて、それを町で守りましょうという感覚で、おそらく小規模自治体は登録不要型を採用しているのかと思います。</p> <p>私もこれを最初に聞いたときに、単に同和問題の話ではなくて、いろいろな、女性含め、こどものことも含め、DV等を含めですね、個人情報がしっかり守られてないんだという印象を受けました。</p> <p>ストーカー被害とかも含めてですが、他人の住民票を普通取らないですよね。一般市民が生活してて、他人の住民票を取るなんてことはありえない。それが起きた時点で、正直異常だと思います。何かあるということなので。</p> <p>やはり、全員登録せずとも、第三者から請求があった場合、通知がいくような仕組みに将来的にしていただきたいというのが、率直な感想です。</p> <p>同和問題だけじゃなくて、市民全員の個人情報を守る、自分たちで守るという意味でのキャンペーンというか、啓発をすれば自然に登録者数は増えるんじゃないかなと思います。以上です。</p>
木畑会長	はい、いかがでしょう。

山　　出 戸籍住民課長	<p>堺市が大規模自治体ということもありますので、第三者請求がたくさんありますので、登録なしでというのは難しいと考えております。</p> <p>ただ個人情報を守るという観点で、啓発していくことにより増えるという意見は大変参考になりましたので、またそのあたりも検討させていただきたいと考えております。以上です。</p>
木　畠　会　長	藤本委員、どうぞ。
藤　本　委　員	<p>すみません。大規模自治体として、代理人請求、第三者請求をすべてご本人に通知すると、とても仕事が回らないということだったのかと思うんですけども。</p> <p>今から登録者を増やしていくことと矛盾してこないかなという気がします。ある程度の数までは増やしたい、どこまでだったら仕事が回るというところの数までというものではないんじやないかと思うんですね。自分の情報を誰かが請求したかもしれないという不安を持っている方は、登録してください、その恐れがない方はしないでくださいという線引きというのは、本人さんにとっても、市側からしても、なかなか難しいのではないかと思うのですが、そのあたりはどう考えておられますか。</p>
山　　出 戸籍住民課長	<p>おっしゃられるように、すべての方に登録されると仕事が回らなくなるのは事実ですが、制度として実施しているにも関わらず登録者数が増えないというのは、抑止という面においても効果が見えてこない可能性がありますので、そのあたりは私どもも考えなきゃいけないと思います。</p>
木　畠　会　長	いや、それは少し曖昧すぎるのではないかですか。
古　　谷 市民生活部長	<p>すみません、よろしいですか。現実問題として、第三者請求で不正請求でないものは、ものすごく数があります。それは確かにあるんですけど、我々はまずネックになっているのが個人で請求された時に開示請求しても名前までは出せないというケースはたくさんありますので、それは、もう制度上致し方ないところがあるんですが。窓口で対応をしておりますと、それだったら登録しなくてもいいかなという判断をされる方も実際におられます。ただ我々としては、それはちょっと不安に思うなと思う方、確かに委員のおっしゃる通り、第三者から取られたら非常に気になるし、怖いなあという不安をすごく感じておられる方はぜひ登録をお願いしたいと思います。そこは本人</p>

	<p>さんがどう判断されるかというのがあると思うんですけれども、こういう制度がありますというのが、行き渡っていないということは課題だと思っています。</p> <p>こういう情報をどんどん行き渡らして、その中で本人さんが「私は不要です」という判断をされる方もおられると思うんですけど、こういう制度をぜひ活用したい、不安に思っているという方にきちんとこういう制度があることを届けていくということを、まず第一に考えてやっていく必要があると考えております。</p>
木 畑 会 長	よろしいですか。藤本委員。
藤 本 委 員	<p>その必要性について、本人さんが感じておられなくとも、何らかの不正に巻き込まれるということは、やはりあり得るかなと思うんです。そこをしっかりと防いでいく、守っていくことが必要なのではないかと思うんです。</p> <p>例えば極端な話ですが、ものすごい割合の市民の方が登録されたら、実際に業務としては対応していかなければならぬじゃないですか。そのような場合に対応できるのかということも、やはり想定はしておいていただきたいなと思います。</p>
古 谷 市民生活部長	はい、おっしゃる通りでどんどん件数が増えてくれば、それに対応できる体制というのは当然それに合わせて考えていく必要があります。ありがとうございます。
中 野 委 員	少し藤本委員と重なるかと思うんですけど、例えばお金かけて啓発とかされているじゃないですか。これを堺市全員にやってもらいたいですね、本當は。それで仕事が回らなくなるというのは、ちょっと僕は良くないんじやないかと思いますが。
古 谷 市民生活部長	当然増えていくと、もちろんそれに対応しなければならないです。
中 野 委 員	その登録者数が増えていくという前提でこれを考えないと、この件数を取ってる意味もないと僕は思います。

古 谷 市民生活部長	すみません、現状としては対応件数が多くなるというところは申し上げたんですけど、当然増えていけば増えてくるだけに、それに対応する人員であるとか、体制はもちろん取っていく必要があると考えています。
中 野 委 員	<p>さっきの話に戻ると思うんですけど、本当は全員に利用してほしいんであればその小規模自治体だろうが、大規模自治体であろうが、別に事前登録はしなくていいんじゃないかなというのはあるんです。</p> <p>この制度自体が、札場委員もおっしゃっていましたが、弁護士会からちょっと違うんじゃないかなという話もあったと思うんですけど。どうなのかなと。</p>
古 谷 市民生活部長	<p>小規模自治体のいろいろな事例もありましたので、そのあたりは私も詳しく存じ上げてないので、これからいろいろと研究していかないといけないと思っています。</p> <p>この制度を立ち上げる時に、大阪府内どこも一緒かと思うんですけど、その議論の中で聞いているのは、我々法律の中でそういった請求があれば、こういうふうに住民票を出しますというところの規定はあるんですけども、それをその情報を伝えるということがどこにも定められていないんです。</p> <p>ですから、どこにも、その手続き、何に基づいて、本人に通知をするかということが何もない形になっているので、そのあたりをみんなで考えた中で、この制度をつくって、登録してもらった人にそれを根拠に出すということで、これが、この制度を運用するにあたって、我々としても、その検討の中では、制度上に必要な手順であると考えて、制度を立ち上げてやっていると。</p>
木 畑 会 長	<p>今お聞きすると、他の自治体ではそれを一步踏み越えるようなところが出てきているのかなというところで、そのあたり、我々も調べて検討する部分もあると思います。</p> <p>一方でいろいろと業界などの意向もあるのかもしれないんですけども、我々はそういうことを踏まえながら、市民の安全安心を守っていくということでは考えていきたいと思っております。</p> <p>先ほどの話で言うと、自分の個人情報が危機にさらされているんじゃないかという不安をお持ちの方すべてには、とりあえず制度を使っていただきたいということですね。具体的な数ってなかなか示しづらいかもしれないけれども、まずはそこには行きたいと。ゼロか百かの話じゃないと思うので、ま</p>

	<p>ずはそこに向かって皆さんにも啓発をお願いしたいという話でよろしかったですかね。</p> <p>他ございますでしょうか。札場委員。</p> <p>札場委員 先ほどから、すべての方が登録されたらという話の中で、事務作業が膨大になりすぎるというところを、原因として挙げておられるかと思うんですけれど、これは行政として紙ベースで通知を出すから作業が膨大になっているというような認識でよろしいでしょうか。</p> <p>山　　出　　そうですね。その通りです。紙ベースでやっているから、郵便代がかかりなどがあります。</p> <p>札場委員 であるなら、電子登録システムというので受けているのであれば、それで申請を出されている方は、例えばメール等で通知を受けるなどは可能だと思います。今堺市の DX 推進をされている中で、まずはそういうことも念頭に事務作業の効率化を進めていくことを、伴走的にやっていかないとダメだと思うんですけれど。それと同時に、登録者数を増やしていく、すべての方に登録いただけるという手続き論になってくるのかと思うんですが、そこはどうでしょうか。</p> <p>古　　谷　　はい、ありがとうございます。その辺についてご説明していませんでしたが、例えば今おっしゃられたようにメールでいけるのか。これもまだ検討するところがあるんですけども、そういう形でどんどん効率化を図って、迅速にしていく、我々の手間を省いて効率的にいけるように、やり方を変えていく、見直していくということ、これはすべての事業についてあてはまる話なんですけれども、そういうところも含めて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>木　　畑　　会　　長　　そうですね。電子申請の話など含めて、今堺市の住民票システムがどんなシステム今まで詳しくわからないんですが、そこで本人以外の名義のものがあって端末に入ったときに、アラート飛ばすことはそんなに難しい技術じゃないと思いますから、そういうこともこれから考えていくところかなとは思います。それは、AI が判断して自動で通知できることも可能になるだろうし、コスト的な部分もありますし、そこは今後の議論かと思います。</p> <p>他にございませんでしょうか。よろしいですか。</p>
--	--

	<p>初回から活発な議論をいただきましてありがとうございます。案件としては以上ですが、委員の皆様で特段、何かこれだけ言っておかないといけないということがありましたら承りますが、よろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございます。では、事務局から連絡事項はございませんか。</p>
事務局	<p>次回の同和行政協議会の開催は未定ですが、決まりましたら委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。</p>
木畠会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本日はこれをもちまして、第 29 回堺市同和行政協議会を終了といたします。活発なご議論、皆さん、本当にありがとうございました。</p>